



様式第 11 号 (刑訴第 199 条、規則第 139 条、第 142 条、第 143 条)

逮捕状請求書 (甲)

平成 20 年 8 月 12 日

春日井簡易裁判所
裁判官 殿

愛知県春日井警察署
刑事訴訟法第 199 条第 2 項による指定を受けた司法警察員

警視

下記被疑者に対し 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反 (同法律第 4 条、同法律第 2 条第 2 項第 1 号)

被疑事件につき、逮捕状の発付を請求する。

記

1 被疑者

氏名 [Redacted]
年齢 昭和 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日生 ([Redacted] 歳)
職業 [Redacted]
住居 [Redacted]

2 7 日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

3 引致すべき官公署又はその他の場所
愛知県春日井警察署又は、逮捕地を管轄する警察署

4 逮捕状を数通必要とするときは、その数及び事由

5 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由
別紙 1 記載のとおり

6 被疑者の逮捕を必要とする事由
別紙 2 記載のとおり

7 被疑者に対し、同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実について、前に逮捕状の請求又はその発付があったときは、その旨及びその犯罪事実並びに同一の犯罪事実につき更に逮捕状を請求する理由

8 30 万円 (刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、2 万円) 以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、刑事訴訟法第 199 条第 1 項ただし書に定める事由

9 被疑事実の要旨
別紙 3 記載のとおり

5 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由

- | | | | |
|---|-----------|--|-------|
| 1 | 司法警察員警部補 | 作成の捜査報告書（総括、強制捜査の必要性） | 各 1 通 |
| 1 | 司法巡査 | 作成の捜査報告書（被害児童写真撮影報告） | 1 通 |
| 1 | 司法巡査 | 作成の捜査報告書（被害関係現場確認報告） | 1 通 |
| 1 | 司法警察員巡査部長 | 作成の捜査報告書（被害状況撮影報告） | 1 通 |
| 1 | 司法警察員巡査部長 | 作成の写真撮影報告書（着衣の撮影） | 1 通 |
| 1 | 被害児童 | の着衣に関する領置関係書類 | 各通 |
| 1 | 司法警察員巡査部長 | 作成の写真撮影報告書
（被害児童使用の携帯電話着信記録等の撮影） | 1 通 |
| 1 | 被害児童 | 使用の携帯電話に関する領置関係書類 | 各通 |
| 1 | 被害児童 | 使用の携帯電話に関する捜査関係事項照会書
及び回答書 | 各 1 通 |
| 1 | 被害児童 | の身上調査照会回答書 | 1 通 |
| 1 | 被害児童 | の供述調書 | 8 通 |
| 1 | 司法警察員巡査部長 | 作成の写真撮影報告書
（関係者使用の携帯電話発信記録等の撮影） | 1 通 |
| 1 | 関係者 | 使用の携帯電話に関する領置関係書類 | 各通 |
| 1 | 関係者 | 使用の携帯電話に関する捜査関係事項照会書
及び回答書 | 各 1 通 |
| 1 | 関係者 | の供述調書 | 1 通 |
| 1 | 司法巡査 | 作成の捜査報告書（被疑者写真帳作成報告） | 1 通 |
| 1 | 司法警察員巡査部長 | 作成の捜査報告書
（犯行時の使用車両写真撮影） | 1 通 |
| 1 | 司法警察員巡査部長 | 作成の電話通信書
（タクシー会社での関係事項聴取） | 3 通 |
| 1 | 司法警察員巡査部長 | 作成の捜査報告書（タクシー会社の
乗務員日報、運転者台帳、始業終業乗務員点呼簿、顧客情報、犯
行時の使用車両の自動車検査証謄本作成） | 各 1 通 |
| 1 | | タクシー会社の乗務員日報、運転者台帳、始業終業乗務員点呼簿、
顧客情報、犯行時の使用車両の自動車検査証に関する領置関係書類 | 各通 |
| 1 | | 被疑者使用の携帯電話に関する捜査関係事項照会書及び回答書 | 各 1 通 |
| 1 | | 被疑者の指名手配（通報）及び犯罪経歴の照会、同回答 | 1 通 |
| 1 | | 被疑者の身上調査照会回答書 | 1 通 |

6 被疑者の逮捕を必要とする事由

被疑者は、前科、前歴はなく、住居地において妻子と生活し、タクシー運転手をしているものである。

被疑者は違法性を十分認識したうえで本件犯行を敢行しており、任意捜査によれば、罪の重大性、世間体の悪さから、その処罰を逃れんとして逃走を図り、更には、被害児童の連絡先を知っている事から、被害児童に威迫を加え、供述を歪曲させる等の証拠隠滅を図るおそれが十分認められるため。

9 被疑事実の要旨

被疑者は、平成20年5月29日午前1時55分、愛知県春日井市、
から愛知県小牧市を走行中の普通乗用
自動車（登録番号）内において、（
生 当時16歳）が18歳に満たない児童であることを知りな
がら、同児童に対し、現金1万円の対償を供与した上、自己の性的好奇心を満
たす目的で、同児童の乳房を弄び、臍内に手指を挿入し、自己の陰茎を同児童
に口淫させるなどし、もって、児童買春をしたものである。